

会 議 録 (1)

会 議 の 名 称	平成26年度(第2回)入間市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成26年7月15日(火) 午後2時00分開会・午後2時59分閉会
開 催 場 所	入間市市民会館 3階 第4号室
議 長 氏 名	松下庄一
出席委員(者)氏名	1号委員 大森善夫、齋藤勝子、関口 徹、花島 綾、 晝間達夫(会長代理) 2号委員 粕谷光由、澤田壽一、藤野美智子、宮城公子 3号委員 浅見久美子、永田雅良、松下庄一(会長)、山岡靖義 4号委員 寺山 守夫
欠席委員(者)氏名	2号委員 寺師良樹 3号委員 橋本太郎 4号委員 久山立能、赤間丈弘
説明者の職氏名	1 議事 (1) 入間市国民健康保険税の税率等の見直しについて 宇津木主幹 2 その他 (1) 事務連絡 次回会議予定について 村田主幹
会 議 次 第 (公開・非公開の別)	別紙「会議録(2)」のとおり(公開)
非 公 開 理 由	
傍 聴 者 数	0人
配 布 資 料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	市 長 田中龍夫 市 民 部 長 大野 勉 市 民 部 次 長 清水幸恵 保 険 年 金 課 長 晝間昭彦 保 険 年 金 課 主 幹 村田雄一、藤井隆行、宇津木教芳 保 険 年 金 課 副 主 幹 中山浩一 収 税 課 主 幹 野口鉄夫 健 康 福 祉 課 長 吉澤 隆
会議録作成方法	要点記録

会 議 録 (2)

議事の概要 (経過)・決定事項

司 会 次第により進行

1 開 会 司会 (省略)

2 会長あいさつ 松下会長 (省略)

3 市長あいさつ 田中市長 (省略)

4 議 事 (議長：会長)

(1) 入間市国民健康保険税の税率等の見直しについて

- ・ 国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等分と介護納付金分の法定賦課限度額が、地方税法施行令の改正に伴いそれぞれ2万円増額した。これに伴う限度額の見直しは、平成27年度の税率等の改定に合わせて行なう。
- ・ 一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れている法定外繰入金の額を10億円減額するための税率等の改定は、3回に分けて行い、1回目を平成27年度に2分の1の5億円分の改定を、2回目、3回目に4分の1の2億5千万円分ずつの改定を行うことは、平成26年2月4日の会議で決定した。2回目、3回目の改定時期については、1年おきに、平成29年度、平成31年度に行う。
- ・ 次回の会議で答申を行うにあたり、各委員に7月末までに事務局の作成した答申(案)を郵送し、意見、要望等がある場合は事前に事務局に提出する。

5 そ の 他

(1) 事務連絡

次回会議予定について

6 閉 会 会長代理あいさつ (省略)

会 議 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容
会 長	<p>本日の協議会ですが、定足数に達しておりますので、会議を始めさせていただきます。</p> <p>議事録署名委員は、1号委員から関口委員、3号委員から山岡委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議事(1)入間市国民健康保険税の税率等の見直しについてですが、前回6月17日の会議では、4点について議論していただきましたが、そのうち2点については本日の会議で決することとなりました。</p> <p>前回決定しましたのは、1点目は、賦課方式の4方式から2方式への移行を、税率等の改定と合わせて段階的に行うということ。2点目は、低所得者に対する軽減措置については、平成27年度の税率等の改定時に6・4軽減から7・5・2軽減に変更し、軽減対象世帯と軽減割合を増やすということでした。</p> <p>今回、協議いただくことの1点目は、課税限度額の引き上げを行うかどうかということ。2点目は、2回目、3回目の税率等の改定期期をいつにするかということです。この点について、ご協議いただきたいと思ひます。</p> <p>事務局から説明がありますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>事務局。</p>
事 務 局	<p>はじめに、本日お配りいたしました資料のうち、「参考」と書いてあります資料をご覧ください。</p> <p>これは、7月1日に開催した勉強会で出席された委員さんに配付した資料です。1ページ目は、入間市の国保加入者の年齢構成を表しています。円グラフの青い部分は0～19歳、緑色の部分は60～74歳の国保加入者です。これらの年齢層の人の多くが働いていないと仮定しますと、赤い部分の38%の方達が国保を支えているということになります。</p> <p>2ページ目は、入間市の国保加入世帯の総所得と資産割賦課世帯を国保加入世帯の所得区別に分類した表です。上の表の左側をご覧ください。所得無し又は未申告の世帯が6,588世帯で、そのうちの1,990世帯に資産割が課税されています。下の棒グラフは、所得区別に加入世帯数を表したものです。これを見ると、所得無し又は未申告の世帯と所得100万円超から200万円以下の世帯が国保加入世帯の中で突出していること、また、所得300万円以下の世帯が国保加入世帯の大半を占めていることが分かります。</p> <p>3ページ目は、軽減が適用される所得額の早見表です。国保加入世帯の被保険者数によって、軽減適用のボーダーラインが変わります。一番左側の欄が、国保加入世帯の被保険者数を表しています。この国保加入世帯の被保険者数であれば、この所得金額で、この割合が軽減されるという要領でご覧いただければと思ひます。</p> <p>勉強会の資料に関する説明は以上のとおりです。</p> <p>それでは、税率等の改定の説明をさせていただきます。資料1をご覧</p>

	<p>ください。</p> <p>前回、決定いただきましたことは、先ほど会長からご説明いただいたとおりです。本日は次の2点について、決定いただきます。</p> <p>地方税法施行令が改正され、平成26年度課税分から後期高齢者支援金等分と介護納付金分の法定限度額がそれぞれ2万円ずつ引き上げられました。前回の協議会でお配りした資料「課税限度所得額早見表」をご覧ください。課税が限度額に達する世帯は高額所得世帯で、当市でこれに該当するのは、後期高齢者支援金等分と介護納付金分で、延べ713世帯です。これを受けて当市の限度額を法定限度額まで引き上げるかどうか、また、引き上げるとしたら3回の改定のうち、いつ実施するかを決めていただくということです。限度額を引き上げた場合、表のとおり課税額は約1,230万円増えます。これが1点目です。</p> <p>2点目は、前回の協議会で宿題とさせていただきます、3回の見直しを何年かけて実施するかを決めていただくということです。</p> <p>税率等の改定関係の説明は、以上のとおりです。また、本日までご協議いただいたことが決まりますと、答申に必要な事項がすべて決まったということになります。</p>
<p>会 長</p>	<p>今、事務局から説明がございました。一つ目は、地方税法施行令の改正により、後期高齢者支援金等分と介護納付金分の法定限度額がそれぞれ2万円ずつ引き上げられました。これをいつ引き上げるかということです。もう一点は、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入金を2億5千万円ずつ減らすために、いつ、税率等の改定を行うかということです。</p>
<p>大森委員</p>	<p>みなさんに色々ご協議いただきまして、今日は、ここで決めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>まず、1点目につきましては、課税限度額の実施時期について、引き上げるか、引き上げないか。引き上げるならば、いつ、引き上げるかということにつきまして、みなさんの忌憚りの無いご意見をいただければ、助かります。よろしく願いいたします。</p>
<p>会 長 花島委員</p>	<p>それでは、限度額を引き上げるかどうかと時期の問題につきまして、みなさんのご意見を伺いたいと思います。</p> <p>大森委員。 引き上げることには、賛成ですけれど、時期の問題ですね。いつにするかですね。</p> <p>花島委員。 全面的に賛成とは言えないのですが、今の国保特別会計の財政状況を考えると、多少余裕のある世帯に対しては、国保税の限度額が引き上がった分を負担いただくことは止むを得ないのかなと思います。</p>
<p>会 長 山岡委員 会 長 藤野委員 会 長</p>	<p>山岡委員。 難しいですね。これは。もう少し、整理してから申し上げます。</p> <p>藤野委員。 まだ、分かり難いところがありますので。</p> <p>関口委員。</p>

<p>関口委員</p>	<p>引き上げるということにつきましては、今、大森委員からは賛成ということですが。</p>
<p>会 長 事 務 局</p>	<p>法律で決められてできたことですよね、法定限度額は。今年度は、越谷市だけが限度額を引き上げていますと。他市の状況は、どうなのでしょうか。</p> <p>事務局。 後期高齢者支援金等分と介護納付金分の法定限度額の引き上げについては、お示ししました1市以外の状況というのは、捉えてはおりません。ですから、他市がどんな考えなのかは、現状では把握ができていない状況です。</p>
<p>関口委員 会 長 宮城委員 会 長 晝間委員</p>	<p>分かりました。 宮城委員。 ある程度収入がある方が負担するのは、止むを得ないかなと思います。 晝間委員。</p>
<p>会 長 事 務 局</p>	<p>入間市の一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れていた5億円分を減額するために、平成27年度から税率等の改定を行います。また、来年は、消費税も上がります。そういう形で行くと、限度額は上げててもやはり、2回目以降の税率等を改定する時期の方が良いのかと思うのですけれど。</p> <p>一度に上げると、結構、上がるわけですよ。普通の所得の人も上がりますし、そうすると、それにプラスされて、大きな負担になるような気がするのですけれども。</p>
<p>会 長 事 務 局</p>	<p>事務局。 今、ご審議していただいています後期高齢者支援金等分と介護納付金分の法定限度額2万円の引き上げについては、実際に引き上げた場合に該当する方というのは、お手元の参考と書いてある資料の2ページ目の棒グラフの所得がかなり高額な方だけが該当となります。現状でも、国保に加入している方の大体2%から3%の方が、この限度額を引き上げたことにより該当してくるということになります。</p> <p>従いまして、税率等の改正とは異なりまして、限度額を引き上げることによって加入者全員の方の税額が引き上がるということではございません。</p>
<p>市 長 事 務 局 会 長 花島委員</p>	<p>既に、今、限度額に達しているような高額所得者が対象になるということで、国保加入者全員が対象になるということではありません。</p> <p>以上でございます。</p> <p>それが、延べ713世帯ということなのですね。</p> <p>はい。 花島委員。 今のお話を聞きしますと、一部の方に4万円くらい国保税額が引き上がってくると思うのですよね。そうした場合、あまりにも国保税率が上り、自己負担が上がるのであれば、社会保険に移った方がいいのではないかなというようなこととなりますとデメリットが出てきちゃうような気がするのですが。社会保険の負担額等は分からないのですが、</p>

<p>会 長 事 務 局</p>	<p>頭の良い方だったら社会保険の方が得じゃないかと、引き上げた場合の対象者が国保から抜けてしまうことは、考えられないのでしょうか。</p> <p>事務局。</p> <p>社会保障制度の中で、国民健康保険は受け皿的な保険ですので、国保が嫌だから社会保険に入るとなりますと、会社勤めをするなどの条件を満たさないと入れないような制度になっております。</p> <p>それと、限度額を引き上げるという基本的な考え方ですが、前回、お話をさせていただいたとおり、入間市の一般会計から国保特別会計に繰り入れていた5億円分を減額するために、平成27年度から税率等の改定を行うことによる影響が大きい方というのは、中間所得者の方が一番大きいと考えております。高額所得者の方というのは、先ほどの棒グラフの資料にありましたとおり、概ね、所得が高くなるに連れて資産も持っている形になっており、資産割も課税されています。資産割については、今回、平成27年度から所得割を上げる際に、約5割減額となりますので、そういった意味では、中間層だけでなく、高額所得者の方に対しても、資産割が減る分だけ若干負担をいただきたいという考え方もひとつの考え方としてはあるのかなど。事務局としては、そのような考え方もしております。ただ、これは、全員の方に該当するわけではございませんので、単純に限度額が上がったことによって、資産割が無くて単純に税額が上がってしまうという方も当然いらっしゃるというのはあるのですが、全体的に均してみますとそういう考え方もできるのかなど考えております。以上です。</p>
<p>会 長 澤田委員</p>	<p>澤田委員。</p> <p>限度額を上げなかった時期があって、もっと前に上げるべきだったのに一昨年やっとな限度額を引き上げたわけですね。法定限度額が上がったのであれば、限度額は上げるべきだと思います。前回も、限度額を引き上げて高額所得者の方から苦情があったかということ、どなたもいらっしゃらなかったわけですから、限度額を引き上げてよろしいのではないのでしょうか。そうしないと、後の話が進まないのではないのでしょうか。</p>
<p>会 長 山岡委員</p>	<p>山岡委員。</p> <p>限度額を上げた場合、保険税収入が約1,200万円増えるわけですね。そうしますと、前回いただいた資料「埼玉県内40市 平成26年度 国民健康保険税 税率・限度額一覧」のように、税率等の改正や限度額を引き上げることによって、この表の中に示してある順位は変わらないのでしょうか。</p>
<p>会 長 事 務 局</p> <p>山岡委員 会 長 山岡委員</p>	<p>事務局。</p> <p>前回、配付した資料4と5の話だと思います。この資料には、限度額を改正しない状態でシミュレーションしてあります。ただ、限度額を改正したとしても、この表の順位に変動はないと考えております。</p> <p>分かりました。</p> <p>ご了解いただけましたでしょうか。</p> <p>はい、了解いたしました。そういう意味であれば、まず、限度額を引き上げていただいた方がよいと思います。</p>

<p>会 長</p>	<p>今、澤田委員、山岡委員からのご意見をいただきました。 限度額は引き上げるべきだとのご意見でしたので、みなさんのご了解をいただければ、限度額を引き上げることをご確認をいただきたいと思いますが、いかがですか。</p>
<p>全 委 員 会 長</p>	<p>異議なし。 では、限度額を引き上げることについては、みなさんの了解をいただいたということですが、実施時期については、澤田委員は直に上げるべきだという意見でしたが、みなさんの方では、平成27年度の税率等の改定と一緒に限度額を上げることになるのか、もう1年遅らせてということになるのか、その辺、いかがですか。</p>
<p>齋藤委員 会 長 粕谷委員</p>	<p>齋藤委員。 平成27年度に限度額を引き上げた方がよいのではないのでしょうか。 粕谷委員。 私も前回の引き上げ時に、高額所得者の方から苦情も無かったということですので、今回の法定限度額の引き上げについても、延べ713世帯の方々の負担になりますが、限度額を引き上げるといふ形でもよろしいかと思えます。</p>
<p>会 長 浅見委員</p>	<p>浅見委員。 私も平成27年度の税率等の改定の際と一緒に限度額も引き上げてよろしいかと思えます。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、みなさんがよろしければ、限度額を引き上げる時期については、平成27年度の国保税の税率等の改定時期と同じ時期に限度額を引き上げるといふことでもよろしいですか。</p>
<p>全 委 員 会 長</p>	<p>異議なし。 それでは、みなさんのご了解を得ましたので、限度額の引き上げ時期については、平成27年度の税率等の改定時期と同じ時期に行うということでもとめさせていただきます。 では、次に、前回の宿題でした、平成27年度に入間市の一般会計から国保特別会計への繰り入れを5億円減額するよう税率等の改定を行った以降、2回に分けて、2.5億円ずつ減額するように税率等の改定をいつの時期に行っていくかにつきまして、みなさんのご意見を伺いたいと思えます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>事務局、何かありますか。 私どもの方からは、情報提供ということでお話しをさせていただきます。 昨年11月からご協議をいただいて、今回、5回目ということで、その協議の中で保険者の広域化、都道府県化という話が出ていたかと思えます。これについては、平成29年度を目処に財政を都道府県、入間市でいえば埼玉県にするということでも法案が可決をされております。それを受け、国と地方の協議を現在行っているところです。中間報告的なものがありますので、情報提供をさせていただきます。基本的には、平成29年度を目処に財政を都道府県にもっていくということですが、方法としましては、分賦金方式で行う内容となっております。例えば、広域化</p>

会 長	<p>となった場合、県が保険者となるわけですが、埼玉県条例で国保税率を一律にするという考え方ではなく、今の各市町村の税率を尊重しながら、例えば入間市は何億円というように、入間市が国保税として徴した金額が、県が示した金額に足りなければ、一般会計から補填してそれを分賦金として、いわゆる負担金として収めていくという考え方で話しが進んでいるというような情報が入ってきています。平成29年度を目処に都道府県への広域化ということで情報提供をさせていただきました。</p>
山岡委員	<p>今、事務局の方から平成29年度を目処に都道府県への広域化で動いているという情報提供がございました。そういう中で、先ほどお話しさせていただきました平成27年度以降の2回に渡る税率等の改定時期について、いつの時期が一番適正なのかということになりますと、たいへん難しい問題があると思うのです。広域化との兼ね合いと、平成27年度以降の税率等の改定時期をどうするか。まずは、次の改定時期をいつにするかですね。</p> <p>山岡委員。</p> <p>これは、たいへん難しい。というのは、広域化して県がまとめると言っておきながら、最後は市町村にお任せしますと言っているわけです。ということは、県は何もしないということなのです。これを称して自治というならば、我々が、入間市に合った形を出せばいいのですが、何がスタンダードなものかという原則が無いわけですから、原則が無いところで我々が考えようというのはたいへん難しい。その中で、ひとつ言えることは、繰入金でゼロにしていけないとは、どこにも書いてありませんから、国保は特別会計ですから、本来は国保特別会計の歳入の中でやりくりができればよいのですが、法令上、繰入金があってもよいということになっていますから、繰入金はゼロにしなくても良いと思います。その代わりに、何年までは繰入金があります、何年からは繰入金はゼロにしますというポリシーが無いわけですよ。それと、何年までは繰入金があってもいいよ、あと何年かしたら、繰入金はゼロにするよといった何か財政上の考えがあるか、それがあればいいけれど、無ければ、いつまでも繰入金をもらっておけばよいという考えもあります。どこで、繰入金を削るのか、繰入金ゼロの市町村もあるのですから。どういう風に入間市はなりたいたいのか、というところの市としての考え方がなければいけない。繰入金あってもいいよというのが一つ。もう一つは、繰入金はゼロにした方がスッキリしていいよと。それを我々が選ぶのは、何に論拠を求めるかということなのですが。市の財政の健全化を考えれば、特別会計は自分達でやりなさい。一般会計の方は、全く知らないよということであれば、それなりに決心ができる。そうすれば、早ければ早いほど改定時期はよいということになります。それが、市民のために優しい行政が良いということであれば、ゆっくり値上げすればいいということになります。どちらを選べばいいかは、我々は分からない。本当に難しいです。ということです。</p>
会 長	<p>山岡さんのご意見は、繰入金をゼロにすればいいのか。それとも、繰</p>

大森委員 市長	<p>入金はある程度は、仕方がないか。私どもの方から見ると、少なくとも今よりも少なくしていくという努力を続けていくということが問題であろうと思っておりますが。結論として、ゼロということは、不可能なことだろうと思えますし、いくらかでも。</p> <p>大森委員。 市長さんの考えは。</p>
市長	<p>私としてみれば、財政が厳しい、厳しくないはもちろんあるのですけれども、それと同時に、市民の税金をここに入れているわけですから、他の会社に入っている人達など、自分達の社会保険の費用は払っておいて、また、国民健康保険に入っている人達のためにも二重に税金を払っているわけですね。そういった面では、ある意味では、国民健康保険特別会計に多くの税金を入れるというのは、15万市民のことを考えると、不公平じゃないかと私は思うのです。そういう面では、繰入金はゼロであるのが本来の姿であると思います。ただ、法律で定められた繰入金もあるわけですから、それは当然入れますけれども、できるだけ、市の税金から繰入金として入れるのはゼロにすべきだと私は思っています。ただ、それを1年、2年ですべて行ったら、あまりにもたいへんな事態もあると思うので、そういった面では、最初5億円、次の段階で2.5億円、2.5億円と、そういう形で行ってもらうことはいいのかなと私は思っております。そういった面では、是非、その時期を決めていただいて、みなさんの、全員の方向性を決めていただければ、我々としては、一番いいことかなと思っております。以上です。</p>
会長 澤田委員	<p>ありがとうございます。 澤田委員。</p>
澤田委員	<p>私は、1年おきに税率等の改定を行っていけば良いと思います。毎年行うのは厳しいということであれば、1年おきに行うのが色々なバランスが良いかと思えます。</p>
会長 大森委員	<p>大森委員。 私も1年おきが良いと思います。</p>
会長 関口委員	<p>関口委員。 1年毎にでは厳しいけれど、1年おきということであれば。</p>
会長 花島委員	<p>花島委員。 市民目線や税金を払う方のことも考えると、1年だったら1年、2年だったら2年、延ばしたらきりが無いのしょうけれど、やはり、そのことも考えていただくのも必要かなと思います。</p>
会長 藤野委員	<p>藤野委員。 いずれ行うのであれば、支払うことができる延べ713世帯の方達がいる間に行った方がよいと思います。</p>
会長 晝間委員	<p>晝間委員。 私は、2年後が良いのかなと思っていたのですけれども。みなさんが、1年おきで良いということであれば、止むを得ないと思います。</p>
会長	<p>今、何人かの委員にご意見を伺いましたが、1年おきということのお話でございますので、平成27年度税率等の改定をし、その次は平成</p>

山岡委員	<p>29年、その次は平成31年という形になりますが、事務局からも話がありましたように、保険者の広域化という話もありますので、そういうものも含め、方向としては、1年おきに税率等の改定を行うということで、みなさんのご了解を得られれば、その方向で進めていくということで、ここで確認をしたいと思いますが、いかがですか。</p>
会 長	<p>それでいいと思います。といいますのは、特別会計の財政の健全化を願うのであれば早く税率等の改定を行った方がよいのです。しかし、埼玉県、入間市の状況は、人口は減ってはおりますが、新聞報道によりますと、首都圏では、東京、埼玉、神奈川はですね、市町村は消えるような恐れはないと報道されておりまして、近い将来、528の市町村が消えると言われておりますが、そういう心配は我々ありませんのでね。そういった意味では非常に力強い町であると思っています。従って、そんなに慌てて、国民健康保険のほころびを治さなくても少しぐらいは時間を掛けても、市民の方に安心をしていただきながらですね、財政の健全化を図っていただければよろしいのではないかと思います。</p>
全 委 員 会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、先ほどからみなさんにお諮りしました課税限度額の引き上げの実施時期につきましては、先ほど決まりましたし、2回目、3回目の税率等の改定時期は、1年おきということを確認いただいたということで、ご了解いただきたいと思いますが、みなさんいかがですか。</p>
事 務 局	<p>異議なし。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>では、私どもで進めてまいりました国保税の税率等の見直しにつきましては、4つの協議事項について、前回2つ、今回2つ決定しましたので、これで協議事項すべて決定をしたということになります。次回の会議につきましては、市長から諮問をいただきましたことについて、協議会として答申を決定して、答申を出さなければなりません。それにつきましては、答申案作成について、みなさんの方から何かご意見ございましたら、伺いたいと思いますし、事務局の方から何かその点についてありましたら、説明願います。</p>
	<p>協議事項の決定をいただきありがとうございます。この決定をいただいた結果に基づいて、私どもの方で諮問に対する案を作らせていただきまして、8月12日開催のこの会議で、答申の案を提出させていただいてご確認をいただくという方法を考えております。実際のその答申の中身になりますけれども、昨年11月5日に市長が諮問をした諮問書の中に1諮問事項というのがございます。その中で、1諮問事項(1)医療給付費分に対する税率等の設定、(2)後期高齢者支援金等分に対する税率等の設定、(3)介護納付金分に対する税率等の設定というような形になって諮問されておりますので、答申ですからそれに答えるような形で答申を作らせていただきたいと思います。いずれにしましても、8月12日にご確認いただきますので、そうした形で答申案を作らせていただくということが1点。</p> <p>もう一点ですね、答申にあたりまして、市長への留意事項として、こ</p>

	<p>ういった事にご注意いただきたいというような留意事項がありましたら、今、この場で、こういったことを付け加えて欲しいというようなことがございましたら、ご協議を簡単にいただければと思います。例えば、本日、前段で、決定をいただいた限度額の引き上げですけれども、ご承知のとおり法改正に基づいた決定ですので、法改正がある都度随時行なっていくことを望むとかですね、色々な形があろうかと思えますけれども、そういった要望等何かございましたら、この場でご要望いただければと考えておりますので、よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>この場で、要望というのはすぐ出てこないのではないかというのもあるのですけれども。</p>
澤田委員	<p>澤田委員。 繰入金の問題は、過去に税率等の改正を行っておけばここまでにはならなかった経緯があります。その点をいかに答申に盛り込むか文章の問題だと思ひます。ですから、事務局で過去からの経緯があるので今回は税率等の改定をせざるを得ないとし、市民の理解を得るように、市長はじめ市がしっかりと行うのでというような内容の答申にして、議会に出していただければ良いのではないかと、私は思っています。</p>
会 長 花島委員 会 長 晝間委員	<p>花島委員。 思い浮かばないです。 晝間委員。</p>
	<p>限度額が、もし、法定で引き上げられたとしたら、その翌年度に入間市も引き上げたいような形を出しておいたらいいのではないかと思うのですけれど。それをまた、この会議を開いて何年から引き上げるというよりも、法定限度額が引き上げられたら、翌年度には引き上げたいような意向を答申に載せた方がよいように思うのですけれど。</p>
会 長	<p>みなさん何かございますか。 事務局の方で、答申案が出来上がりましたら、事前に、なるべく早くいただけますか。そして、もし、それに対して意見があったら、それに付け加えて、事務局の方にお返しするという方法も一つあるのではないかなと思うのですが。</p>
事 務 局	<p>事務局。 そうしましたら、今月末までに、みなさま方のお手元に届くように答申の案ということで作らせていただいて、送付させていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
会 長	<p>では、今、事務局の方から今月末には、みなさまのお手元に答申案が届くということですので、それについて何かありましたら、加えて、事務局の方に戻していただくという方法をとらせていただきますので、ご確認いただければと思います。 以上で、本日の議事を終了いたしました。本当にありがとうございました。議長の仕事が解かさせていただきます。ありがとうございました。 以上</p>

議事の内容・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

平成26年 8月11日

会 長 松下庄一

指名委員 関口徹

指名委員 山岡靖典